

【重点課題4】地域における総合的・継続的な支援体制の整備

取組方針

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービス（※1）の普及・啓発と基盤整備の更なる推進等により、日常生活圏域（※2）を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。

また、各種サービス提供機関、地域住民による自主的な活動等との連携を図り、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

※1 地域密着型サービスについての本市の考え方

各サービス内容及び現在の基盤整備の状況を踏まえ、第3期プラン同様、サービスごとに基盤整備の単位を設定するとともに、基盤整備が遅れている地域において優先的にサービスの供給を確保します。

※2 日常生活圏域についての本市の考え方

高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定しています。

【施策の体系】

施策・事業数 27(うち、新規7)

1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

（1）日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備

- 401 地域密着型サービスの基盤整備
- 402 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕

（2）地域密着型サービスの適正な運営の確保

- 403 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕
- 404 地域密着型サービス運営委員会の設置
- 405 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視
- 406 地域密着型サービス事業者への指導・助言
- 407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究
- 408 消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化〔新規〕

2 地域ケア関係機関の連携

- 4 0 9 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催
- 4 1 0 介護サービス等事業者連絡会の開催
- 4 1 1 保健所運営協議会の運営

3 相談・情報提供体制の充実

- 4 1 2 区役所・支所における相談機能の充実
- 4 1 3 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- 4 1 4 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- 4 1 5 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 4 1 6 様々な広報媒体を活用した情報提供

4 地域住民による自主的な活動の推進

- 4 1 7 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- 4 1 8 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 4 1 9 ボランティア活動や市民福祉活動等の推進
- 4 2 0 保健協議会との連携による地域保健活動への支援

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

- 4 2 1 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 4 2 2 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕
- 4 2 3 地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート〔新規〕
- 4 2 4 在宅福祉サービスの充実による生活支援
- 4 2 5 老人福祉員活動の充実
- 4 2 6 「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設〔新規〕
- 4 2 7 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕

1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

(1) 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備

介護が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、引き続き、日常生活圏域（160ページを参照）を基本とした地域ケア体制の構築や地域密着型サービスの基盤整備を進めます。地域密着型サービスの基盤整備に当たっては、全市の均衡ある整備を図るとともに、平成18年4月に創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、利用者数の増加及び事業所の運営安定化を図ります。

〔施策・事業〕

401 地域密着型サービスの基盤整備

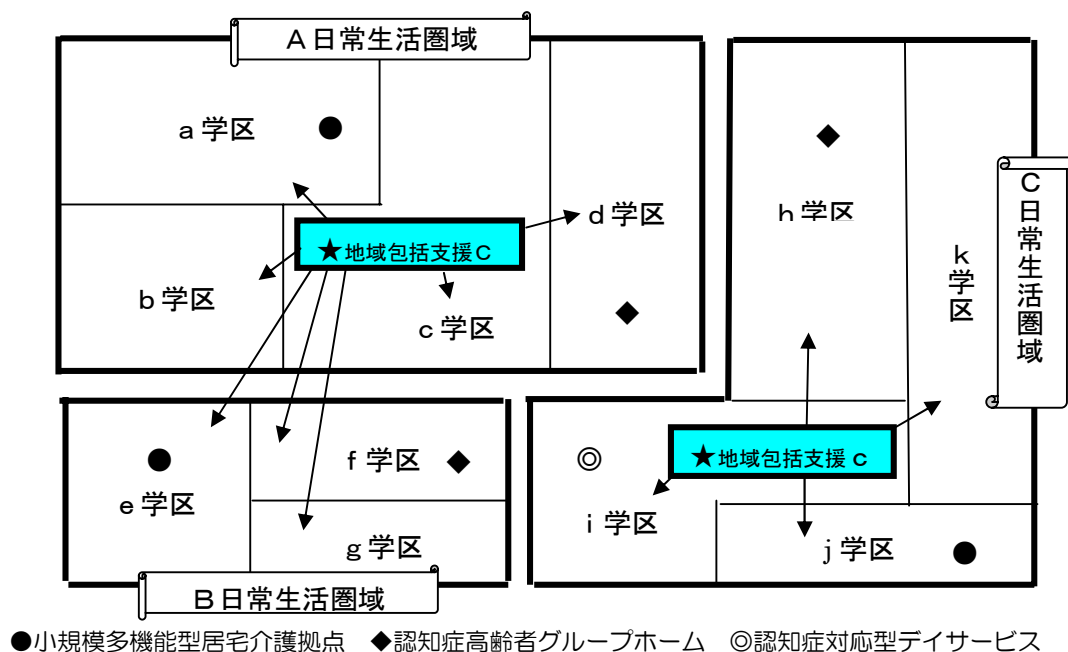
地域密着型サービスのサービス供給については、高齢者が住み慣れた地域での生活の継続を支援するという制度の趣旨に鑑み、原則として市内での基盤整備により確保していきます。地域バランスを考慮し、基盤整備が遅れている地域から優先的に整備を進めるとともに、日常生活圏域を基本として、地域密着型サービス事業所の適正配置を図ります。特に、夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、既存の事業所において利用者数が伸びていない状況を踏まえ、地域バランスの確保及び競合による運営の不安定化を防止する観点から、事業所の開設を希望する事業者に対して、利用が見込める地域において開設するなど、適切な指導・助言を行います。

また、小規模多機能型居宅介護は平成18年4月に創設された新しいサービス類型であり、平成26年度には全ての日常生活圏域で設置できるよう、事業者の参入を促進する観点から、本市の交付金も活用して整備を促進します。

〔地域密着型サービスの基盤整備の考え方〕

サービスの種類	基盤整備の考え方
小規模多機能型居宅介護拠点	日常生活圏域ごとに1箇所
小規模特別養護老人ホーム 小規模介護専用型特定施設	全市単位
認知症高齢者グループホーム	日常生活圏域ごとに1箇所
認知症対応型デイサービスセンター	行政区ごとに数箇所
夜間対応型訪問介護ステーション	全市単位

【地域包括支援センター，地域密着型サービスの基盤整備のイメージ】



<地域包括支援センター>

A日常生活圏域はa～dの学区で構成されます。同様に，B日常生活圏域はe～gの学区，C日常生活圏域はh～kの学区で構成されます。

c学区に設置する地域包括支援センターはA日常生活圏域及びB日常生活圏域を担当します。同様に，i学区に設置する地域包括支援センターはC日常生活圏域を担当します。

<地域密着型サービス>

例えば，a学区に整備する小規模多機能型居宅介護拠点は，主としてA日常生活圏域にお住まいの方に利用していただきます。また，i学区に整備する認知症対応型デイサービスは，主として，i学区を中心としたA～Cの日常生活圏域にお住まいの方に利用していただきます。

402 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕

平成26年度において全ての日常生活圏域で設置できるよう，日常生活圏域ごとに整備目標数（必要利用定員総数）を設定し，今後の認知症高齢者の増加に見合うサービス量を確保するために，事業者が参入しやすい条件を整えとともに，本市の交付金も活用して整備を促進します。

また，事業者の選定に当たっては，基盤整備が遅れている地域におけるケースを優先的に選定します。

(2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保

引き続き、事前協議を通じて、介護保険法に基づく事業者指定申請を行おうとする事業者が、適正運営が可能かどうかを慎重に確認するとともに、複数の事業者が競合した場合には、より質の高いサービスの提供を期待できる事業者を選定できるよう、必要な措置を講じます。

また、事業者指定を行った後も、集団指導や実地指導、事業所職員に対する研修を実施し、適正運営の確保を図ります。

〔施策・事業〕

403 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕

平成18年4月に創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護について、高齢者やその家族、関係機関等に十分に浸透していないことから、京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携し、普及・啓発を図ります。

404 地域密着型サービス運営委員会の設置

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、本市における地域密着型サービス事業者の指定の手續・要件や適正な運営を確保する方策等について協議します。この運営委員会については、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」の分科会のひとつである「介護保険事業計画ワーキンググループ」を位置付けます。

405 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視

地域密着型サービスの円滑な運営のためには、地域住民や地域包括支援センター等の地域の関係機関と密接に連携した運営が必要となります。地域住民等との協議や小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム等に義務付けられている運営推進会議の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等とともに解決に向けた取組を進めます。

また、区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への地域密着型サービス事業者の参加を促し、地域密着型サービス事業者と、地域の介護サービス事業者や関係機関等との連携の強化を図ります。

406 地域密着型サービス事業者への指導・助言

地域密着型サービス事業者に対する集団指導や実地指導，新規開設する事業所の管理者との面談等を通じて，必要な指導・助言を行います。

また，研修等において地域密着型サービス事業所等における実践例を紹介する等の方法により，事業者自身によるサービスの質の向上の取組を促進します。

407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究

地域密着型サービスの運営上の課題の解決や発展，普及・啓発に向けた取組を進めるため，京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携し，調査・研究を行います。

408 消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化〔新規〕

消防法令の一部改正により，認知症高齢者グループホーム等の小規模社会福祉施設における防火安全対策が強化されたことから，消防法令に則った防火管理，消防用設備等の設置が実施されるよう指導・助言を行うとともに，新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた，既存施設について，本市の交付金も活用して設置を支援します。

2 地域ケア関係機関の連携

地域包括支援センターや地域密着型サービスにより，各団体等が地域の資源と課題を共有し，有機的な連携が図れるよう支援します。

また，医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の在宅生活支援のため，地域包括支援センターを中心として医療と介護の連携を促進します。

〔施策・事業〕

409 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催

高齢者が介護サービスや高齢者保健福祉サービスを適切に利用できるよう，区役所・支所の支援の下，地域包括支援センターが中心となって，地域ケア会議を開催します。

この地域ケア会議は学区ごとを基本に開催し，民生委員・児童委員，老人福祉員，学区社会福祉協議会等の協力を得て，地域に固有の課題の検討や高齢者保健福祉サービスの総合調整等を行います。

4 1 0 介護サービス等事業者連絡会の開催

各区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、包括的なサービス利用が円滑に行われるよう、各区役所・支所と事業者、あるいは事業者同士の意思疎通を図り、連携を強化します。

4 1 1 保健所運営協議会の運営

保健所ごとに設置している保健所運営協議会で、地域保健活動推進のための具体的な問題や課題について協議・調整を行います。

3 相談・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう相談窓口には様々な情報を取り揃えます。

また、情報が得にくい環境にあると思われる方に対しては、地域包括支援センター等の関係機関と民生委員・児童委員や老人福祉員等が連携し、訪問活動等により、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

〔施策・事業〕

4 1 2 区役所・支所における相談機能の充実

多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう相談機能を充実します。

4 1 3 地域包括支援センターにおける相談機能の強化

高齢者の身近な地域に設置する地域包括支援センターで、社会福祉士等の専門職員が各種相談を幅広く受けるとともに、必要な社会支援サービスや制度が活用できるよう相談機能を強化します。

4 1 4 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進

民生委員・児童委員や老人福祉員の相談・援助活動を更に推進するため、高齢者を取り巻く情勢に合った研修や情報提供を行います。また、地域包括支援センターや一人暮らしお年寄りサポーターと連携し、ひとり暮らし高齢者や外出機会の少ない高齢者等地域で情報が得にくいと思われる方への訪問活動等を通じて情報提供を行います。

4 1 5 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

言葉や文化等の問題で、情報が得にくかったり、必要な保健福祉サービスが利用できない高齢又は障害のある外国籍市民を対象に情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対して助成します。

なお、年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に、本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業については、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに、国に対しては無年金者の救済を制度的に解決するよう引き続き要望します。

4 1 6 様々な広報媒体を活用した情報提供

高齢者保健福祉サービスの内容や利用方法等を高齢者，障害のある方，外国籍の方等幅広い市民に対して，わかりやすく説明することに心がけ，ガイドブックやリーフレットの作成・配布，市民しんぶんやホームページの活用等，様々な広報媒体を活用した情報提供に取り組みます。

また，長寿すこやかセンターで，高齢者，介護者や家族，関係機関及び団体等，幅広い市民に対して，保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種の情報を総合的に提供します。

4 地域住民による自主的な活動の推進

地域ケア体制において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が地域の中に広がっていくよう，その環境づくりを推進します。

〔施策・事業〕

4 1 7 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進

地域住民を主体として，住民・公共的団体・行政の協働により，福祉課題の解決を図り，誰もが安心して健やかに暮らすことができる地域の実現を目指す本市の地域福祉の理念を示した「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を推進します。

4 1 8 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援

地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域，区域，学区域で重層的な展開を図れるよう支援します。

4 1 9 ボランティア活動や市民活動等の推進

ボランティア活動や市民活動を支援するため，福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで，その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。

また，福祉ボランティアセンターでは，行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターの円滑な運営を支援します。

4 2 0 保健協議会との連携による地域保健活動への支援

市民の健康の保持・増進及び生活環境の向上を目的として，地域保健活動の中で重要な役割を果たしている保健協議会が地域で展開する自主的な保健衛生活動全般を支援します。

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で高齢者を見守り支援するためのネットワークづくりを進めるとともに、緊急通報システムの設置や配食サービスの提供等をはじめとする在宅保健福祉サービスを充実します。

〔施策・事業〕

4 2 1 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助

地域包括支援センター、区役所・支所、民生委員・児童委員、老人福祉員、老人クラブ会員、一人暮らしお年寄りサポーター等の連携の下、見守りや支援が必要な高齢者を把握し、援助活動を行います。

また、隣近所の見守り活動や地域のつながりの大切さ等孤立死防止に向けた啓発活動に取り組みます。

4 2 2 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕

高度情報化の進展により、高齢者にとっても、周囲とのコミュニケーションや情報収集には情報機器の活用が有効であることから、パソコンやインターネットを使えるか使えないかによって生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消に取り組むことにより誰もがITの成果を享受できる社会の構築を目指します。

4 2 3 地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート〔新規〕

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が、地上波テレビ放送のデジタル化に当たり、地上デジタル放送への移行を円滑に進められるよう、地域の協力を得ながら、サポートを必要とする高齢者世帯の情報把握に努めて、国が設置した「テレビ受信者支援センター」が実施する説明会や戸別訪問等の事業を市民が円滑に利用できるよう、国と連携を図っていきます。

4 2 4 在宅福祉サービスの充実による生活支援

心身の状況に応じて、介護サービスの提供をはじめ、緊急通報システムの設置、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等を行い、在宅生活を支援します。

4 2 5 老人福祉員活動の充実

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動について、更に活動を充実させるため研修の実施や地域包括支援センターとの連携を図ります。

4 2 6 「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設〔新規〕

「ひとり暮らし高齢者の発見と目配り」、「老人福祉員や地域包括支援センターなど関係機関への見守りが必要な高齢者情報の提供」を行っていただく「一人暮らしお年寄りサポーター」を広く市民に呼び掛け養成し、市民との共汗・協働により、すべてのひとり暮らしの高齢者（6万人）が「いざ」というときにすぐに地域において相談でき、必要な高齢者保健福祉サービス等が利用できるまちづくりを進めます。

4 2 7 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕

長寿すこやかセンターにおいて高齢者の各種サークル等の活動情報を提供し、高齢者の仲間づくりを支援します。

また、老人福祉センターや老人いこいの家、老人クラブハウス、老人保養センター等を設置運営し、高齢者の身近な地域での活動の場やレクリエーションの場を提供します。